

令和 3 年 6 月

第 3 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和3年6月第3回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号

件

名

- 議第45号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度 人吉市一般会計補正予算（第19号））
- 議第46号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））
- 議第47号 専決処分の承認を求めるについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）
- 議第48号 専決処分の承認を求めるについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議第49号 専決処分の承認を求めるについて（令和3年度 人吉市一般会計補正予算（第1号））
- 議第50号 令和3年度 人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 議第51号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第52号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
- 報第 3号 令和2年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報第 4号 令和2年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第 5号 令和2年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報第 6号 令和2年度人吉市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第 7号 令和2年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 報第 8号 令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 報第 9号 令和2年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第10号 球磨川くだり株式会社の経営状況について（第59期決算報告書及び第60期事業計画書）
- 報第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

議第45号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第4号 令和2年度 人吉市一般会計補正予算（第19号）
(令和3年3月29日専決)

令和3年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月29日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和2年度 人吉市一般会計補正予算（第19号）

議第46号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第5号 令和2年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

（令和3年3月29日専決）

令和3年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 29 日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和 2 年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）

議第 47 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 6 号 人吉市税条例等の一部を改正する条例

（令和 3 年 3 月 31 日専決）

令和 3 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市税条例等の一部を改正する条例

人吉市税条例等の一部を改正する条例

(人吉市税条例の一部改正)

第1条 人吉市税条例（昭和29年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第1号イ及びウ中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「次号に掲げる寄附金を除く」を「その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く」に改める。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代え

て、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項から第12項中「第30項」を「第27項」に改め、同条第13項中「第38項」を「第34項」に改め、同条第14項中「第39項」を「第35項」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「第47項」を「第42項」に改め、同項を同条第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車

が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるもの除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 人吉市税条例等の一部を改正する条例（令和2年人吉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、人吉市税条例第48条の改正規定中「第10項を第9項とし、第11項から第17項までを1項ずつ繰り上げる」を「同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第6

9項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、「同項を同条第16項とする」に改める。

第2条のうち、人吉市税条例第50条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、人吉市税条例第52条の改正規定中「第52条」の次に「第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条」を加える。

第2条のうち、人吉市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中人吉市税条例第34条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中人吉市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中人吉市税条例附則第10条の2第16項を同条第15項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第16項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の人吉市税条例（以下「新条例」と

いう。) 第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の人吉市税条例(次項及び第3項において「旧条例」という。)第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分まで

の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議第48号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第7号 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例
(令和3年3月31日専決)

令和3年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市条例第22号

人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市都市計画税条例（昭和31年人吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「第38項」を「第34項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「第39項」を「第35項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「第47項」を「第42項」に改める。

附則第6項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第7項及び第8項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第9項及び第10項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第13項中「第13項、第18項、第19項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第14項中「平成30年法律第3号」を「令和3年法律第7号」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の人吉市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第49号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第8号 令和3年度 人吉市一般会計補正予算（第1号）
(令和3年4月16日専決)

令和3年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 8 号

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 4 月 16 日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和 3 年度 人吉市一般会計補正予算（第 1 号）

議第51号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記について、条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 51 号

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年人吉市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則中「6月30日」を「9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第52号

教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

人吉市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

加賀 邦保

令和3年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

参考

1

2

(提案理由)

教育委員会委員を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意が必要である。

報第3号

令和2年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和2年度人吉市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和2年度 人吉市一般会計 繼続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和2年度		予算計上額	前年度繰越額	次年度繰越額	現額	支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源	内訳	特	定	財	源	
				維持費	算														
2 総務費	1 総務管理費 市庁舎建設事業		5,271,172,000	956,860,000	375,125,000	1,331,985,000	8,220,000	1,323,765,000	1,323,765,000	2,265,000			1,321,500,000						

報第4号

令和2年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和2年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和2年度 人吉市一般会計 緑越明許費緑越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度 緑越額	左の財源内訳					一般財源	
						既収入 特定財源	未収入特定期財源					
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	新型コロナウイルス感染症対策備品購入費	22,338,000	14,917,000		14,917,000					
		7 企画費	復興まちづくり計画策定支援業務委託料	34,000,000	25,010,000		12,505,000				12,505,000	
		11 肥薩線世界遺産推進関連施設費	新型コロナウイルス感染症対策備品購入費(鉄道ミュージアム用)	1,000,000	1,000,000		1,000,000					
		12 市庁舎建設事業費	市庁舎等ネットワーク設計業務委託料	6,930,000	6,930,000				6,900,000		30,000	
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	リモート審査会導入事業	17,543,000	17,543,000		17,543,000					
		3 老人福祉費	介護療養型医療施設転換整備事業補助金	10,158,000	1,654,000			1,654,000				
	4 災害救助費	1 災害救助費	被災住宅応急修理委託料	700,929,000	114,408,000			114,408,000				
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業(人件費関連)	5,186,000	1,334,000		1,334,000					
		2 予防費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業(事務費関連)	75,631,000	68,267,000		68,267,000					
		3 保健センター費	新型コロナウイルス感染症拡大防止等支援事業補助金	28,000,000	16,717,000		16,717,000					
		4 清掃費	被災家屋解体事業	4,423,718,000	4,265,239,000		2,049,762,000		2,215,400,000		77,000	
		2 塵芥処理費	土砂混じりがれき自費撤去補助金	25,000,000	25,000,000		12,014,000		12,900,000		86,000	
6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	強い農業・担い手づくり総合支援事業	569,384,000	569,384,000			437,693,000			131,691,000	
			JACKま茶工場施設整備事業補助金	881,000	881,000		881,000					
		5 農地費	団体営農業農村整備事業	21,500,000	21,500,000		13,400,000	2,520,000	4,100,000		1,480,000	
	2 林業費	2 林業振興費	県営治山事業	13,563,000	12,963,000				12,900,000		63,000	
7 商工費	1 商工費	1 商工総務費	人吉中核工業用地災害復旧事業	4,026,000	4,026,000				4,000,000		26,000	
		2 商工業振興費	地域情報通信ネットワーク管理事業	9,350,000	9,350,000		8,415,000				935,000	
		3 起業創業・中小企業支援事業	起業創業・中小企業支援事業	30,541,000	6,600,000		6,600,000					

令和2年度 人吉市一般会計 緑越明許費緑越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入特定財源			
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他
7	観光費	副業・兼業人材活用推進事業	副業・兼業人材活用推進事業	1,656,000	1,656,000		1,656,000			
			テレワーカー向け環境整備事業	5,000,000	4,873,000		4,873,000			
			関係人口創出事業	3,000,000	3,000,000		3,000,000			
			サテライトオフィス整備事業補助金	3,000,000	3,000,000		3,000,000			
			小規模事業者店舗等新しい生活様式導入支援事業補助金	39,000,000	27,362,000		23,362,000			4,000,000
			地域デジタル通貨構築事業	36,000,000	36,000,000		36,000,000			
			夜間営業飲食店等支援給付金事業	44,934,000	5,799,000					5,799,000
		3 観光費	球磨川くだり乗船促進事業	5,943,000	5,500,000		5,500,000			
			宿泊者向け市内2次交通利用促進事業	3,300,000	3,300,000		3,300,000			
			観光バスツアー等利用促進事業	4,400,000	4,400,000		4,400,000			
			人吉温泉観光協会補助事業(宿泊支援事業)	19,744,000	15,800,000		15,800,000			
			人吉温泉観光協会補助事業(県内周遊観光支援事業)	5,500,000	5,500,000		5,500,000			
			観光客等向け飲食店支援事業	9,400,000	5,000,000		5,000,000			
		4	石野公園運営費	新型コロナウイルス感染症対策備品購入費	8,800,000	4,400,000		4,400,000		
8 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	土砂災害危険住宅移転促進事業	6,000,000	6,000,000			6,000,000		
			民間住宅耐震改修促進事業	2,200,000	1,000,000		500,000	500,000		
	2 道路橋梁費	2 道路維持費	社会資本整備総合交付金事業 下林南願成寺線(鍛冶屋町工区)	7,500,000	7,500,000		3,570,000		3,500,000	430,000
			社会資本整備総合交付金事業 下林南願成寺線(下薩摩瀬町工区)	7,000,000	7,000,000		3,570,000		3,400,000	30,000
		社会資本整備総合交付金事業 上林中神線	7,000,000	7,000,000		3,570,000		3,400,000		30,000
			社会資本整備総合交付金事業 瓦屋川村線(維持)	7,000,000	7,000,000		3,570,000		3,400,000	30,000

令和2年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年 度 越 額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
			社会资本整備総合交付金事業 下林北頸成寺線	7,000,000	7,000,000		3,570,000		3,400,000		30,000
			社会资本整備総合交付金事業 人吉矢岳線	7,000,000	7,000,000		3,570,000		3,400,000		30,000
		3 道路新設改良費	広域行政組合受託事業 赤池水無第2号線	15,000,000	9,350,000				8,400,000		950,000
			社会资本整備総合交付金事業 戸越鹿目線	21,252,000	13,422,000		6,845,000		6,500,000		77,000
			社会资本整備総合交付金事業 大野国有林出水線	10,001,000	10,001,000		4,846,000		4,700,000		455,000
			社会资本整備総合交付金事業 瓦屋川村線(改良)	6,219,000	6,219,000		3,210,000		2,500,000		509,000
		5 橋梁新設改良費	道路メンテナンス事業 橋梁点検業務委託料	15,500,000	15,500,000		8,415,000				7,085,000
			道路メンテナンス事業 七地跨道橋	41,747,000	26,117,000		14,091,000		9,900,000		2,126,000
	3 住宅費	1 住宅管理費	民間資金等活用事業 調査委託料	10,000,000	10,000,000		10,000,000				
			市営住宅防鳥ネット設置工事	6,198,000	3,650,000				3,600,000		50,000
	4 都市計画費	1 都市計画総務費	宅地耐震化推進事業	16,904,000	16,904,000		8,442,000		6,700,000		1,762,000
			公園施設非接触型手洗器設置工事	8,360,000	5,500,000		5,500,000				
		3 公園整備費	社会资本整備総合交付金事業 村山公園管理棟トイレ改修工事	31,500,000	31,500,000		15,500,000		13,900,000		2,100,000
			社会资本整備総合交付金事業 西間公園トイレ外改築工事	34,553,000	21,113,000		17,027,000		3,200,000		886,000
		4 街路事業費	社会资本整備総合交付金事業 下林頸成寺線	124,807,000	98,830,000		63,437,000		33,600,000		1,793,000
	9 消防費	1 消防費	3 消防施設費	防災行政無線整備事業	518,000,000	518,000,000			518,000,000		
				防災行政無線戸別受信機設置事業	4,089,000	1,870,000		1,870,000			
			5 災害対策費	新型コロナウイルス感染症対策備品等購入事業	9,788,000	5,912,000		5,912,000			
	10 教育費	2 小学校費	3 学校建設費	小学校屋上防水修繕事業	3,500,000	3,500,000					3,500,000
			3 中学校建設費	中学校高圧受電設備改修事業	15,304,000	15,304,000		14,960,000			344,000

令和2年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
						既収入 特定財源	未収入	特定財源	國庫支出金	県支出金	
	4	2	社会教育費 公民館費	校区公民館水栓取替工事	847,000	847,000		847,000			
	5	1	保健体育費 保健体育総務費	社会体育施設水栓取替工事	5,355,000	3,555,000		3,555,000			
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	1 農業用施設災害復旧費	現年発生補助 農業用施設災害復旧事業	477,729,000	414,615,000			412,956,000	1,400,000		259,000
			現年発生補助 農地災害復旧事業	427,439,000	409,939,000			399,280,000		10,659,000	
3 公共土木施設災害復旧費	1 道路橋梁災害復旧費	道路橋梁単独災害復旧事業		63,098,000	43,186,000				43,100,000		86,000
			現年発生補助 道路橋梁災害復旧事業	107,739,000	80,742,000		75,897,000		4,800,000		45,000
	2	公営住宅施設災害復旧事業	現年発生補助 公営住宅災害復旧事業	30,000,000	30,000,000		24,870,000		5,100,000		30,000
	3	公園施設災害復旧事業	現年発生補助 公園施設災害復旧事業	256,515,000	177,479,000		165,592,000		10,500,000		1,387,000
5 河川災害復旧費		河川単独災害復旧事業		64,555,000	30,686,000				28,600,000		2,086,000
		現年発生補助 河川災害復旧事業		19,481,000	14,938,000		14,041,000		800,000		97,000
6 都市災害復旧費		現年発生補助 都市災害復旧事業		1,615,306,000	621,552,000		507,200,000		114,300,000		52,000
		宅地内堆積土砂排除事業補助金		25,000,000	25,000,000			24,375,000			625,000
4	2	文教施設災害復旧費	社会教育施設災害復旧費	現年発生補助 社会教育施設災害復旧事業	254,664,000	217,360,000		178,262,000	12,733,000	26,100,000	265,000
5 その他公共施設公用施設災害復旧費	1	その他公共施設公用施設災害復旧費	その他公用備品災害復旧事業		17,325,000	13,580,000				13,000,000	580,000
		その他公共施設災害復旧事業		10,061,000	10,061,000					10,000,000	61,000
		その他公共施設災害復旧事業(まち・ひと・しごと総合交流館)		13,200,000	12,096,000					12,000,000	96,000
計				10,526,759,000	8,278,171,000	0	3,513,415,000	1,412,119,000	3,157,400,000	10,659,000	184,578,000

報第5号

令和2年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項及び第150条第3項の規定により、令和2年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和2年度 人吉市一般会計 事故繰越し繰越計算書

款項	目	事業名	支出負担 行為	左の内訳			既收入 特定財源 額	翌年度額	左 支 出 額	未 収 入 額	財 源 内 部	説明
				支出額	支 出 額	未 済 額						
7 商工費	1 商工費	5 まち・ひと としごと 交渉施設改修整備事業	8,231,912	8,231,912	8,231,912	95,000,000	95,000,000	95,000,000	47,500,000	47,500,000	47,500,000	令和2年7月豪雨により、まち・ひと としごと総合交渉館も被災したことに 伴い事業が完了しなかつたため、國 庫支払金の繰越処理に合わせ繰越 するもの。
	計		8,231,912	8,231,912		95,000,000	95,000,000		47,500,000	47,500,000	47,500,000	

報第6号

令和2年度人吉市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の
報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和2年度人吉市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和2年度人吉市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	特定財源	財源	その他	一般財源
1	3	1	介護認定審査会費	リモート審査会システム導入事業	17,543,000	17,543,000					17,543,000
		計		17,543,000	17,543,000						17,543,000

報第7号

令和2年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和2年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国庫支出金	工事負担金	当年度分 損益勘定 留保資金		
1 資本的 支出	1 建 設 改良費	七地町配水管災害復旧工事	円 913,000	円	円 913,000	円 220,000	円	円 693,000	円 0	配水管が埋設されている道路事業が繰り越しとなつたため。
		下林願成寺線道路改良工事に伴う配水管移設工事(その2)	円 5,764,000		円 5,764,000		円 4,027,376	円 1,736,624	円 0	配水管が埋設されている道路事業が繰り越しとなつたため。
計			円 6,677,000		円 6,677,000	円 220,000	円 4,027,376	円 2,429,624	円 0	

報第8号

令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の
報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定
により、令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書を次
のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和2年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書

款項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			内訳	不使用額	説明
					国庫支出金	企業債	当年度分損益勘定			
1 資本的建設改良費支	汚水圧送管実施設計業務委託料	15,541,000	0	15,541,000	4,730,000	0	10,811,000	円	円	令和2年7月豪雨災害のため、現地調査に時間をおこしたごとや送水管が支持されていました。汚水圧送管の修理業務に伴う地盤調査が新たに必要になりましたが、年内完了が困難であったため。
	宝来町雨水ポンプ場改築耐震実施設計業務委託料	24,300,000	8,220,000	16,080,000	8,000,000	0	8,080,000	円	円	令和2年7月豪雨により、施設が被害を受けたことから、実施設計の範囲見直し及び日本下水道事業団との協議により、年内完了が困難であったため。
	人吉浄水苑改築耐震実施設計業務委託料	26,000,000	8,000,000	18,000,000	9,000,000	0	9,000,000	円	円	令和2年7月豪雨により、施設が被害を受けたことから、実施設計の範囲見直し及び日本下水道事業団との協議により、年内完了が困難であったため。
	人吉市公共下水道施設災害復旧実施設計委託料	283,340,000	95,111,000	188,229,000	177,745,000	10,400,000	84,000	円	円	土木建築設備の耐水化に向け、講習会を実施するため、年内完了が困難であったため。
公共下水道施設災害復旧工事委託料					6,051,000,000	839,517,000	5,211,483,000	4,376,154,000	835,300,000	多種多様な機器の工場製作期間が長期間にわたり、下水道施設にあたる耐水化方針の策定による専門的な協議により、年内完了が困難であったため。
					6,400,181,000	950,848,000	5,449,333,000	4,575,629,000	845,700,000	28,004,000 0
					計					

報第9号

令和2年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許
費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和2年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年6月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

令和2年度 人吉市工業用地造成事業特別会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳						
						既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	未収入 県支出金	特定 財源	地方債	その他	一般財源
2 災害復 旧費	1 災害復 旧費	1 人吉中 核工業 用地災 害復旧 費	人吉中核工業用地災 害復旧事業	円 4,026,000	円 4,026,000	円	円	円	円	円	円 4,026,000	円
計				4,026,000	4,026,000	0	0	0	0	0	4,026,000	0

報第 11 号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

専第 9 号 損害の賠償について
(令和 3 年 5 月 19 日専決)

令和 3 年 6 月 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月19日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名

損害の賠償について

2 賠償の理由

令和2年11月16日午前8時30分頃、被害者が市道鬼木地内第8号線を軽自動車で走行中、市道を横断している雨水排水用グレーチングを跳ね上げ、軽自動車の助手席下部の鉄板を損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

3 損害賠償の額

154,244円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

